

参 照 条 文 目 次

|   |  |   |
|---|--|---|
| 一 | 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）               | 1 |
| 二 | 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）  | 2 |
| 三 | 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）           | 4 |
| 四 | 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）                 | 5 |
| 五 | 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）           | 6 |
| 六 | 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄） | 6 |
| 七 | 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）（抄）    | 7 |
| 八 | 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）                | 7 |
| 九 | 日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）                | 8 |

独立行政法人日本学術振興会法案参照条文

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（役員職務及び権限）

第十九条（略）

2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。

（役員任期）

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員欠格条項）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員解任）

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 4 (略)

(中期目標)

第二十九条 (略)

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)

二 五 (略)

3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 5 (略)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)(抄)

(決定の通知)

第八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(事情変更による決定の取消等)

第十条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 各省各庁の長が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合その他政令で定める特に必要な場合に限る。

3 (略)

4 第八条の規定は、第一項の処分をした場合について準用する。

#### 第四章 補助金等の返還等

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 (略)

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第八条の規定は、第一項又は第二項の規定による取消をした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 (略)

(加算金及び延滞金)

第十九条 補助事業者等は、第十七条第一項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならぬ。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第二十条 各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(徴収)

第二十一条 各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分 の例により、徴収することができる。

2 前項の補助金等又は加算金若しくは延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条又は第八十二条の規定(他の法令のこれらに相当する規定を含む。))による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。)

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）

二一六（略）

2・3（略）

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、「特別職国家公務員等」としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれか

に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（抄）

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

## 第二十四条（略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は都市基盤整備公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、水資源開発公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、簡易保険福祉事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、宇宙開発事業団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、金属鉱業事業団、農畜産業振興事業団、中小企業総合事業団、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国民生活センター、日本学術振興会、放送大学学園、心身障害者福祉協会、国際協力事業団、新エネルギー・産業技術総合開発機構若しくは運輸施設整備事業団（以下「公団等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公団等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公団等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

## 2（略）

別表第一（第二条関係）

| 名称      | 根拠法                       |
|---------|---------------------------|
| 日本学術振興会 | 日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号） |

独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十四年法律第 号）（抄）  
 （定義）

第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表に掲げる法人をいう。

235 （略）

別表（第二条関係）

| 名称      | 根拠法                       |
|---------|---------------------------|
| 日本学術振興会 | 日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号） |

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抄）  
 （所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十五 （略）

四十六 学術の振興に関する事。

四十七 九十五 （略）

日本学術振興会法（昭和四十二年法律第二百二十三号）

目次

- 第一章 総則（第一条 第七条）
  - 第二章 役員及び職員（第八条 第十七条）
  - 第三章 評議員会（第十八条・第十九条）
  - 第四章 業務（第二十条 第二十一条）
  - 第五章 財務及び会計（第二十二条 第三十一条）
  - 第六章 監督等（第三十二条 第三十五条）
  - 第七章 雑則（第三十六条・第三十七条）
  - 第八章 罰則（第三十八条 第四十条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 日本学術振興会は、学術の応用に関する研究を行うとともに、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行い、もつて学術の進展に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 振興会は、事務所を東京都に置く。

（基本金）

第四条 振興会の基本金は、附則第九条第三項の規定により承継する財団法人日本学術振興会の基本財産に相当する金額とする。

（資本金）

第四条の二 振興会の資本金は、百十億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、振興会に追加して出資することができる。

3 振興会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（登記）

第五条 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 振興会でない者は、日本学術振興会という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、振興会について準用する。

## 第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 振興会に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第九条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長とともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第十条 会長、理事長及び監事は、文部科学大臣が任命する。

2 理事は、会長が文部科学大臣の認可を受けて任命する。

(役員の仕事)

第十一条 役員の仕事は、二年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十三条 文部科学大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部科学大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部科学大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十五条 振興会と会長又は理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。

(職員の任命)

第十六条 振興会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十八条 振興会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 評議員会は、会長の諮問に応じ、振興会の業務の運営に関する重要事項を審議する。

4 評議員会は、振興会の業務の運営につき、会長に対して意見を述べることができる。

(評議員)

第十九条 評議員は、振興会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 第十一条及び第十三条第二項の規定は、評議員について準用する。

## 第四章 業務

### (業務)

第二十条 振興会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 二 共同して行われる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行うために必要な資金を支給すること。
- 三 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- 四 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行うこと。
- 五 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 六 学術に関する情報資料について調査を行い、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 振興会は、前項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、研究活動及びその成果の公開に必要な経費に対する国の補助金で予算で定めるものの交付を受け、これを財源として、研究者に対し、補助金を交付する業務を行うことができる。

3 振興会は、文部科学大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

### (業務の委託)

第二十条の二 振興会は、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

### (補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十条の三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十条第二項の規定により振興会が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは、「日本学術振興会の会長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは、「日本学術振興会」と読み替えるものとする。

### (業務方法書)

第二十一条 振興会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

## 第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十二條 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十三條 振興会は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十四條 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第二十五條 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書（次項において「業務報告書等」という。）を添え、監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 振興会は、前項の規定による文部科学大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び業務報告書等並びに同項の監事の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、文部科学省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。（利益及び損失の処理）

第二十六條 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第二十七條 振興会は、文部科学大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部科学大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八條 振興会は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九条 振興会は、文部科学省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 振興会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部科学大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部科学省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、振興会の財務及び会計に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## 第六章 監督等

(監督)

第三十二条 振興会は、文部科学大臣が監督する。

2 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国の配慮)

第三十四条 国は、第一条の目的を達成するため、振興会について必要な配慮をするものとする。

(日本学術会議との連絡)

第三十五条 文部科学大臣は、振興会の組織及び業務の運営に關し、日本学術会議と緊密な連絡を図るものとする。

## 第七章 雑則

(解散)

第三十六条 振興会の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第三十七条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十一条第一項、第二十三条、第二十七条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第二十五条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第二十一条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
- 四 第二十八条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

#### 第八章 罰則

(罰則)

第三十八条 第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした振興会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
  - 二 第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。
  - 三 第二十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
  - 四 第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
  - 五 第三十二条第二項の規定による文部科学大臣の命令に違反したとき。
- 第四十条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。